副本

令和７年（行ウ）第１３２号

労働委員会決定取消請求事件

原　　告　　大阪教育合同労働組合

被　　告　　大阪府（代表者兼被処分行政庁　大阪府労働委員会）

被告補助参加人　大　　阪　　府

補助参加人準備書面（１）

令和８年１０月５日

大阪地方裁判所第５民事部合議４Ｂ係　御中

被告補助参加人訴訟代理人

弁護士　　中　　川　　元

弁護士　　中　　川　　昂

補助参加人は、被告のこれまでの主張に与するとともに、原告と補助参加人との間の事実関係について、以下のとおり主張を準備する。なお、略語等は、従前提出書面の例による。

２　原告第１準備書面中の「第４」について

（１）２０１２（平成２４）年１０月１７日付け中労委命令

不当労働行為の成立を認めたのは事実であるが、それは労組法適用組合員である特別職非常勤講師についてであり、本訴において原告が非正規任用職

員の一任用形態と捉える臨時的任用職員（原告第１準備書面第３（２０頁以下））である常勤講師については、認めなかった。

即ち、平成２２年１月２６日付けで本訴原告である大阪教育合同労働組合（以下「大阪教育合同」という。）が本訴補助参加人である大阪府に対してなした組合員の平成２２年度の任用の保障を課題とする団体交渉の申入れについて、大阪府が大阪教育合同の団体交渉の申入れに応じなかったとして不当労働行為救済申立てをした事件について、中労委は、同団体交渉申入れに係る対象組合員１８名のうち、（地公法所定の臨時的任用職員である）常勤講師１５名は、一般職（地公法第３条第２項）に属する地方公務員であり、勤務条件等に関しては、地公法第２２条第７項（当時）の規定により同法が適用され、同法第５８条第１項の規定により労組法は適用されない。よって、常勤講師組合員について、不当労働行為救済制度を適用することができると解することはできないと判断した（以上、乙Ｂ５）。

しかし、かかる中労委の判断について、大阪府は違法であるとし東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に取消訴訟を提起したが、大阪教育合同は、とくに訴訟提起する等争わなかった（以上、乙Ｂ６）。

（２）２０２０（令和２）年１月２２日付け中労委の和解について

２０１７（平成２９）年度の雇用の継続（任用の更新）について

平成２９年２月１日付けで本訴原告である大阪教育合同が本訴補助参加人である大阪府に対してなした組合員の平成２９年度の任用の保障を課題とする団体交渉の申入れについて、初審大阪府労委は、大阪教育合同の申立てを棄却した。大阪教育合同は、この大阪府労委の命令を不服として、中労委に再審査申立てをなしたところ、中労委の関与による和解が成立したものである。その内容は、令和元年１２月２３日付け中労委の和解勧告書（丙１の１）のとおりであり、概ね下記の内容で決着した（丙１の１乃至５）。

記

第１項

組合と府は、本件が本和解の成立により円満に解決したことを確認する。

第２項

組合と府は、相互の立場を尊重して信頼と理解を深め、健全な労使関係の構築に努めるものとする。また、労使交渉については、今後とも関係する法律に基づき適切に対応する。

第３項

組合と府は、組合員である特別職の非常勤講師の次年度任用に関して、以下のとおり誠実に団体交渉を行う。

（１）府及び府教委は、次年度任用について次年度任用開始期までに、何らかの手段をもって組合に回答する。

（２）府及び府教委と組合は、次年度任用に係る課題が生じた場合は、これまでの労使交渉経過並びに平成２７年３月３１日最高裁決定及び平成２６年３月１２日東京高裁判決を踏まえ、その解決に努力する。

第４項

組合は、本件再審査申立を取り下げる。

第５項

組合は、本和解成立後速やかに、大阪府労委に係属中の大阪府労委平成３０年（不）第５２号事件及び同令和元年（不）第２３号事件の救済申立てを取り下げる。

ポイントは、①組合と府は、労使交渉については、『今後とも関係する法律に基づき適切に対応』する。②組合と府は、『組合員である特別職の非常勤講師の次年度任用に関して』、以下のとおり誠実に団体交渉を行うとし、㋐府・府教委は、『次年度任用について』『次年度任用開始期までに、何らかの手段をもって組合に回答する』。㋑府・府教委と組合は、『次年度任用に係る課題が生じた場合』は、『これまでの労使交渉経過並びに平成２７年３月

３１日最高裁決定及び平成２６年３月１２日東京高裁判決を踏まえ、その解決に努力する』ということである。

①は、今後の労使交渉についての当事者双方の全般的な規律について合意したもの＝関係法律に基づき適切に対応、②は、①のうち、組合員である特別職の非常勤講師の次年度（「令和２年度」のこと）任用に関しての規律について合意したもの＝㋐府・府教委は、次年度任用開始期までに何らかの手段をもって組合に回答する、㋑当事者双方は、次年度任用に係る課題が生じた場合、これまでの労使交渉経過並びに平成２７年３月３１日最高裁決定及び平成２６年３月１２日東京高裁判決を踏まえてその解決に努力、
というものである。

この和解条項は、当時、すでに成立し施行間近であった地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年５月１７日法律第２９号、令和２年４月１日施行）の適用を想定した内容であったものであり、本訴補助参加人は、改正法施行後も和解内容の遵守に努めてきた。

（３）平成２７年３月３１日以降の大阪教育合同と府・府教委の間の労使間の係争について

丙３のとおりである。

前述（２）のとおり、中労委における和解を受けて、和解当時に係属していた府労委事件のうち、２件（府労委平成３０年（不）第５２号、府労委令和元年（不）第２３号）は取り下げられた。しかし、前述の地方公務員法改正に伴い任用根拠変更に伴い非常勤職員の労働条件の変更について労使間で争われた府労委平成３１年（不）第６号は、取り下げられることはなく、中労委での和解後の令和２年２月１２日、大阪教育合同の申立てを棄却する内容の大阪府労委命令が発せられたが（丙２）、この命令について、本件原告から中労委に再審査申立てがなされたり、訴訟提起がされることなく、確定

している（丙３）。

また、同年４月１日（２）で述べた改正法が施行されたが、その後も、今般の提訴まで、本件原告から改正内容等について訴訟で争われることなく経過してきた。

以　上